奈総法第213号 令和2年12月21日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様

同 中本 勝様

同 山 本 憲 宥 様

同 伊藤 剛様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について (通知)

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成15年度包括外部監査「土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の 管理状況について」の結果に対する措置状況について

- 第4. 奈良市土地開発公社について
- 3. 監査の結果および意見
  - (10) 長期保有土地について
- ⑨ならまち駐車場建設事業
  - (イ) 事業計画の見直し

(文化振興課、資產経営課)

## 【監査結果】

事業計画策定から8年以上が経過しているが、ならまち駐車場としてどの程度 のニーズがあるのか疑問である。ならまち駐車場としての利便性についての市場 調査なども実施したうえで事業を進めるべきである。

## 【措置の内容】

当該地については奈良市資産経営推進会議で、市の方針として売却及び貸付検討財産としました。そのため民間活力導入の市場調査を進めています。